

<グループホーム 木かげ> ご利用料金について

1ヶ月あたりのご利用料金は次のとおりになります。

①介護保険自己負担分	+	②家賃	+	③光熱水費	+	④食費
a) 基本部分 + b) 加算部分						

【例】 要介護2で1か月の料金…① (a + b) × 30日間 + ② + ③ + ④ = 約 135,346円

①介護保険自己負担分

a) 基本部分…介護度によって料金が異なります。

介護報酬の1割負担の場合

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	約 763円	約 768円	約 804円	約 828円	約 845円	約 861円

※平成27年8月サービス利用分より、一定の所得のある方は自己負担額が2割負担になります。

(負担割合については7月末までに仙台市から「介護保険負担割合証」が発行されます。)

介護報酬の2割負担の場合

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	約 1,526円	約 1,535円	約 1,607円	約 1,656円	約 1,689円	約 1,722円

b) 加算部分

入居中毎日加算されるもの	項目	1日あたり	備考
	医療連携体制加算	約 40円	看護師を配置しているほか、協力医療機関と連携し、日常的な健康管理から急変時まで医療的な部分をサポートします。重度化した場合の指針も定めています。
サービス提供体制強化加算 I イ	同 I イ	約 19円	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員配置による加算です。※職員体制状況により加算額が変更になる場合がありますので、随時ご確認ください。
	同 I ロ	約 13円	
	同 II・III	約 7円	
一定期間のみ加算されるもの	初期加算	約 31円	入居後 30日間のみ加算されます。
	看取り介護加算	約 148円	ホームで看取り(ターミナルケア)を行った場合、死亡日以前 30日間のみ加算されます。(死亡日以前 2日～3日は1日約 699円、死亡日は約 1,315円になります。)
	退居時相談援助加算	411円 (1回のみ)	退居後ご自宅に戻る場合のみ加算されます。死亡、入院、他施設への入所等の場合は加算されません。
介護職員処遇改善加算 I	同 I	83/1,000	1ヶ月の単位数合計 (a 基本部分 + b 加算部分) × [左記] の単位が加算されます。日数・介護度によって異なります。I～IVいずれかが加算となります。
	同 II	46/1,000	
	同 III	上記IIの 90/100	
	同 IV	上記IIの 80/100	

*介護保険上の計算方法・端数処理により若干請求金額が異なります。

項目	料金(月額)	1日あたり	備考
②家賃	50,000円	1,666円	家賃は前払いになります。 (入退居時のみ日割り計算となります)
③光熱水費	22,500円(30日で計算)	750円	管理費(電気・水道代等)
④食費	36,000円(30日で計算)	1,200円	朝 400円/昼 400円/夕 400円

※上記ご利用料金の他に、利用者の負担となるもの

- ・敷金(預り金) 100,000円 [家賃の2か月分]
- ・おむつ代等 1枚あたり約 55円～約 200円：店頭購入価格
- ・理美容費 カット 1,500円～パーマ+カラー 8,000円：実費
- ・居室で使用するトイレトペーパー等の日用品：店頭購入価格